## JRサービック労働組合



No. 17 2024年 2月19日 JRサービック労働組合 発行責任者 柳楽 関

## 関西新幹線サービックが 労働協約の締結を拒否!

2月19日、JS労はサービック本社と団体交渉を開催し、労働協約の締結について、 会社から回答を受けました。これが、その回答です。

これまでの団体交渉において、貴組合と議論してきたが、『「発」第2号労働協約の締結について』、残念ながら、会社は現時点では総括的な労働協約を締結する必要性はないと考えている。理由としては、労働協約締結の大前提であり、労使関係の基本である信頼関係が、多数労組(サービック労組)とは異なり、貴組合との間には醸成されていないこと、貴組合の詳細が判然としないこと、及び、趣旨確認の際に「サービック労組と会社の労働協約を真似ているだけ」、「会社が提案する協約内容に合意する」と発言するなど目的が労働協約を締結することであり、内容に関して主体的な考えが見えないことなどを総合的に判断した結果である。

関西新幹線サービックには、サービック労組という多数を占める労働組合が存在します。私たちJS労は、第二組合として昨年8月18日に産声を上げました。そして、結成した当日に「発」第2号として、『労働協約』(案)を示して締結を求めました。それ以降、サービックは、一向に交渉の場を持たないことから、昨年10月に大阪府労働委員会に対して、労働組合結成に伴う「労働協約」および「労使共同宣言」の締結に向けた団体交渉の促進について『あっせん申請』を行いました。その結果、サービックは、昨年11月と12月に団体交渉に応じてきました。

サービックは、回答の中で、「信頼関係がない」「組合の詳細が判然としない」などを 締結を拒否した理由に上げていますが、これらの理由は、いずれも労働組合を差別した ものであり、不当労働行為に該当することは明らかです。

JS労は、労働協約締結に向けて、あらゆる手段で闘いを進めて行きます。

メールアドレス・jsrou@yahoo.ne.jp